

役員等報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 八千代会

役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づく役員及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第5条に定める評議員をいう。ただし、評議員はすべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第17条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、週3日以上法人の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費等を含む）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、八千代会給与規程第21条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給時期)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日に支給する。

(2) 賞与については、毎年6月1日、12月1日の各基準日に在職する常勤役員等に支給するものとし、支給日は、それぞれ6月30日、12月10日とする。ただし、その日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日に支給する。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨で直接役員等にその全額を支払う。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額及び役職員等本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

2 役職員等の意思により報酬等の金融機関の口座振込みを希望する場合には、法人は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みにより支払うことができるものとする。

(報酬等の日割り計算等)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用)

第10条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要する費用については前もって支払うものとする。

2 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める八千代会役職員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
常務理事	月額 200,000円

別表 2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表 3（常勤役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数（業績勘案率は1.0）

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

職務内容	日額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

（2）理事

職務内容	日額
理事会、評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円

（3）監事

職務内容	日額
監事監査業務を実施	15,000円
理事会、評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	8,000円